

### 日本貿易振興機構アジア経済研究所における不正防止計画

「競争的資金等の不正使用防止対策に関する基本方針」および「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和3年2月1日改正）に基づき、次のとおり不正防止計画を策定する。

項目	不正を発生させると考えられる要因	不正防止計画の具体的内容
1. 機構内の責任体系の明確化	<p>責任者（※）とその責任範囲・権限について、人事異動等による責任者の交代により後任者が十分な認識を有していない。</p> <p>（※）責任者とは、最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者を指す。</p>	<p>・責任者の交代時においては、各責任者が十分な引継ぎを行うとともに、不正防止計画推進部署（研究企画部研究企画課）による説明を行う。また、監査室長の交代時も同様とする。</p> <p>【参考】責任体系及び内部監査部門</p> <p>○最高管理責任者：機構全体を統括し、競争的資金等の運営・管理について最終責任を負う者として副理事長を充てる。</p> <p>&lt;主な役割&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不正防止対策の基本方針の策定・周知ならびに適切なリーダーシップの発揮</li> <li>・基本方針等の策定における審議の主導ならびに実施状況等についての役員等との議論</li> <li>・自ら啓発活動を行い、構成員の意識の向上と浸透を図る</li> </ul> <p>○統括管理責任者：最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の管理・運営について機構全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として研究企画部担当理事を充てる。</p> <p>&lt;主な役割&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針に基づく機構全体の具体的な対策の策定・実施</li> <li>・実施状況の確認及び最高管理責任者への報告</li> </ul> <p>○コンプライアンス推進責任者：競争的資金等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者として研究企画部長を充てる。</p> <p>&lt;主な役割&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究所における対策の実施</li> <li>・実施状況の確認及び統括管理責任者への報告</li> <li>・コンプライアンス教育の実施ならびに受講状況の管理監督</li> <li>・定期的な啓発活動の実施</li> <li>・構成員が適切に競争的資金等の管理・執行を行っているか等のモニタリングならびに必要に応じた改善指導</li> </ul> <p>○監査室長：最高管理責任者に直属する内部監査部門の長として、毎年度定期的に競争的資金等の運営・管理を対象にした内部監査を行う。</p> <p>&lt;主な役割&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会計書類など財務情報に関するチェック</li> <li>・競争的資金等の管理体制の不備の検証</li> <li>・内部統制の整備・運用状況等について監事等との意見交換</li> </ul>
	時間が経過することにより、責任意識が低下する。	・統括管理責任者は、責任者の職名とその責任範囲・権限についてウェブサイト等で公開し、常に機構内の関係者に周知する。
	不正防止に関する内部統制やPDCAサイクルが形骸化する。	・監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について機構全体の視点から確認し、意見を述べる。
	不正防止計画が不正発生要因に対応していない。	・監事は、不正防止計画の適切性を確認するとともに、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、意見を述べる。

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備	コンプライアンスに対する関係者の意識が低下する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンプライアンス推進責任者は、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての研究者及び事務職員（以下「研究者等」という。）の意識向上等を目的としたコンプライアンス教育を年1回、科研費説明会の開催に併せて行い、実施後にはその理解度を把握する。</li> <li>・コンプライアンス推進責任者は、研究者等全員から不正使用を行わない旨の誓約書を、年1回提出させる。</li> <li>・コンプライアンス推進責任者は、説明会や研修における教育活動とともに、意識の向上や浸透を図る啓発活動を継続的に行う。</li> </ul>
	使用ルールに対する理解が不足し、誤った使用が行われる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究推進部地域研究推進課は、使用ルールに関するマニュアルを整備し、イントラネットに掲載して周知するとともに、毎年、研究者等を対象とした説明会を開催し、理解の促進を図る。</li> <li>・使用ルールについて研究者等に疑問が生じた場合には、設置した相談窓口（研究企画部研究企画課）において対応することにより、適正運用の徹底を図る。</li> </ul>
	競争的資金等の使用ルールとその運用が乖離する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンプライアンス推進責任者は、使用ルールとその運用に乖離がある場合は、適切な指導を行うとともに、原因を分析した上で必要に応じてルール変更等も含めた対策を講じる。</li> </ul>
3. 競争的資金等の適正な運営・管理活動	年度末に予算執行が集中する等の事態が発生する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンプライアンス推進責任者は、定期的に予算の執行状況を把握するとともに、計画との大幅な乖離がある場合には、是正の指導をすることなどにより予算執行の適正化を図る。</li> </ul>
	研究当事者が自ら発注・検収を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンプライアンス推進責任者は、発注・検収業務を原則として事務部門に実施させ、当事者以外によるチェックを有効に機能させる。</li> </ul>
4. 情報発信・共有化の推進	使用ルールに関する相談ができない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・統括管理責任者は、研究者等が使用ルールについて相談を行える相談窓口を設置するとともに、この窓口が活用されるよう周知する。</li> </ul>
	競争的資金等の不正使用防止に係る取組みが外部に公表されていない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・統括管理責任者は、ウェブサイトにて競争的資金等の不正使用防止に係る取組み（基本方針、不正防止計画、相談窓口、通報窓口）に関する情報を公開する。</li> </ul>
5. モニタリングの在り方	国等の制度変更により、整備した競争的資金等の管理・監査体制及び不正防止計画が適切なものでなくなる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不正防止計画推進部署（研究企画部研究企画課）は、管理・監査体制や不正防止計画の適正性を年1回以上確認し、必要に応じて見直すことにより、これらを常に適切なものに保つ。</li> </ul>

以上